

口座振替約定

記

1. 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を当該口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定に関わらず預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。
2. 引落日（当日が金融機関の休日の場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座から引き落とすことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。また貴行任意の金額を指定日以降任意の日に引き落としのうえ、支払資金の一部または全部に充当されてもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴行へ書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり請求書の送付がない等相当の事由があるときは、とくに申し出をしない限り、貴行はこの契約を終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
4. 本取扱いについて仮に紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

以 上